

2011年5月



健康被害救済制度

医師も薬剤師も患者も、正しく医薬品を使用したにも関わらず、副作用によって健康被害が生じることがあります。このような場合の救済制度として、病院・診療所で処方されたお薬、薬局で購入したお薬の被害が対象となる「医薬品副作用被害救済制度」と血液製剤など原料が生物に由来する薬の被害が対象となる「生物由来製品感染等被害救済制度」があります。

これらの制度は、救済される対象が「発生した副作用で入院が必要な程度の疾病や障害など」に限られています。また、適正に使用していなかった場合や対象外となる医薬品もあります。

全ての健康被害が救済されるわけではありませんが、制度を理解し、必要な時には積極的に利用しましょう。

医薬品副作用被害救済制度

救済の対象となる健康被害

昭和 55 年 5 月 1 日以降に医薬品を適正に使用したにも関わらず発生した副作用による入院が必要な程度の疾病や障害、及び死亡

救済の対象とならない場合

- ・ 法定予防接種による健康被害の場合（任意の予防接種は対象になりません。法定予防接種による健康被害には「予防接種健康被害救済制度」があります。）
- ・ 医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかでない場合
- ・ 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害で、その発生が予め認知されていた場合
- ・ がんその他の特殊疾病に使用される医薬品で厚生労働大臣の指定する対象除外医薬品による健康被害の場合
- ・ 軽度な健康被害や医薬品の不適正な使用によるものである場合

対象除外医薬品

- ・ がんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤など）
- ・ 人体に直接使用されないものや、薬理作用のないものなど副作用被害発現の可能性が考えられない医薬品（動物用医薬品、製造専用医薬品、体外診断用医薬品など）

副作用救済給付の種類

医療費

医療手当

障害年金

障害児養育年金

遺族年金

遺族一時金

葬祭料



生物由来製品感染等被害救済制度

救済の対象となる健康被害

平成 16 年 4 月 1 日以降に生物由来製品を適正に使用したにも関わらず、その製品が原因で発生した入院が必要な程度の感染等や障害、及び死亡。



救済の対象とならない場合

- ・ 法定予防接種による健康被害の場合（任意の予防接種は対象になりません。法定予防接種による健康被害には「予防接種健康被害救済制度」があります。）
- ・ 生物由来製品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかでない場合
- ・ 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品を使用したことによる健康被害で、その発生が予め認知されていた場合
- ・ 軽度な健康被害や請求期限が経過した場合、生物由来製品の不適正な使用によるものである場合

副作用救済給付の種類

医療費

医療手当

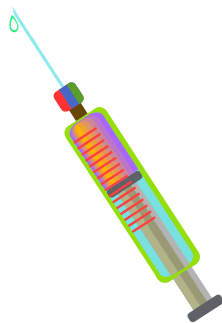
障害年金

障害児養育年金

遺族年金

遺族一時金

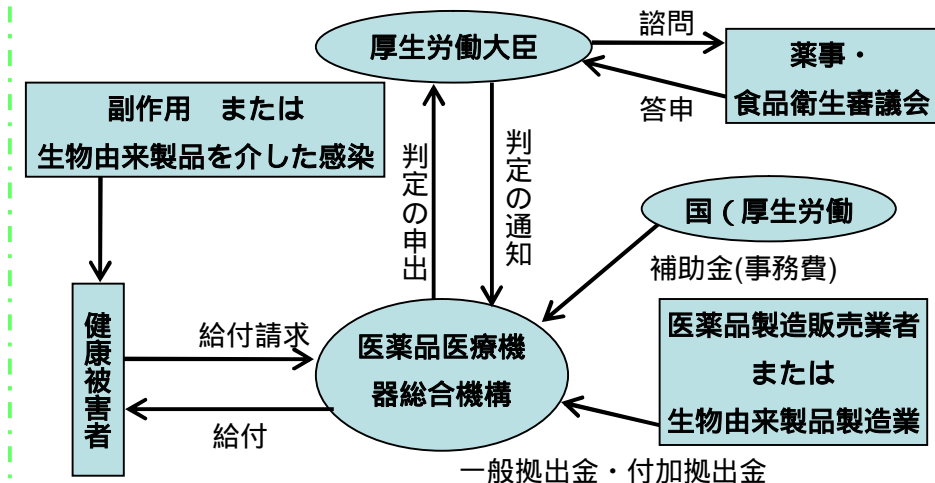
葬祭料



救済制度相談窓口（医薬品医療機器総合機構）

0120-149-931（相談時間：平日 9 時～17 時）

救済給付の流れ



請求の仕方など詳しい内容については、救済制度相談窓口へ直接お電話するか、病院や薬局へお尋ねください。ただし、請求したからといって全ての健康被害が救済されるわけではありません。

(全日本民医連「知ってトクする薬の話」 / 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 参照)



オーロラ薬局
TEL 019-635-1233
FAX 019-635-4555
オーロラ薬局 沼宮内店
TEL 0195-61-3883
FAX 0195-62-6868

オーロラ通信はバックナンバーも含めホームページでもご覧になれます。

<http://www.iwate-aurora.com/>